

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
 - ① **障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備**
 - ② **障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備**を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
 - ・ **障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充**
 - ・ **障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現**これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・ 乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・ 就学相談における保護者への情報提供の充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・ ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・ 副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・ 特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・ 特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・ 特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・ 自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・ 通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・ 通級による指導の充実や合理的配慮の提供など義務教育段階との丁寧な引継ぎによる特別支援教育の充実
- ・ 特別支援学校と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・ 全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、管理職や通級による指導担当教諭など校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・ OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・ 発達障害や特別支援学級に係る免許状の創設については引き続き検討

3. 特別支援学校の教師

- ・ 重複障害や発達障害等への対応を含む教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・ 免許法附則第15項については引き続き検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・ 指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・ オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・ 文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・ 学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・ 特別支援教育に配慮した校務系システム形成

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・ セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・ 関係機関との切れ目ない連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・ 就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・ 教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・ 中学校区に医療的ケア実施拠点校設置を検討

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・ 「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進